

払戻金制度について

当社の紹介により就職した者が自己都合により入社後 6 ヶ月以内に退職した場合、退社時期に応じて、受領した人材紹介手数料を、下記の通り返還するものとする。

- ・入社後 1 ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 50%
- ・入社後 3 ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 30%
- ・入社後 6 ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 10%

なお、採用者が自己都合以外の理由で退職した場合(名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職又は本人の死亡等を含むが、これらに限られない)は上記の報酬返還は適用されない。

以上